

職場の皆さまでご覧ください！

## 協会けんぽの生活習慣病予防健診を利用されていない事業所様へ

協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診していない方は、健診結果データの提供が必要となります。

### どのような方が健診結果データの提供対象になるの？

協会けんぽの「生活習慣病予防健診」を受診していますか？

Yes

No

健診結果データの提供を既にされていますか？

Yes

No

今後も健診結果のご提出にご協力をお願いいたします。



健診結果は受診された健診機関から提出されますので、事業主様からの提供の必要はございません。今後も従業員様への健診受診の周知をお願いいたします。

事業者健診結果データの提供をお願いします。

### 「事業者健診結果データの提供に関する同意書」

事業者健診結果データの提供に関する同意書

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定に基づき実施した健康診断のうち、当該年度に40歳以上75歳未満及び受診日において全国健康保険協会の被保険者資格を有する者の特定健康診査項目の結果について、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第27条第3項及び第4項の規定に基づき、下記のとおり同意します。

記

1. 全国健康保険協会長崎支部（以下「長崎支部」という。）が健診実施機関より健診結果データを取得すること。
2. 健診結果データの取得に際し、長崎支部は、必要に応じ健診対象者の健康保険被保険者証の記号・番号等に関する情報を健診実施機関に対して提供すること。なお、健診実施機関から健診結果データが取得できない場合は、事業所から提供すること。
3. 特段の申し出がない限りについては、次年度以降も引き続き本同意書は効力を有すること。

以上

全国健康保険協会長崎支部 行

事業所所在地  
事業所名称  
事業主氏名  
ご担当責任者氏名  
TEL: \_\_\_\_\_

事業所記号 (健康保険証記号)	健診機関名及び健診機関所在地	実施時期
今年度受診（予定）の 健診機関及び実施月 (生活習慣病予防健診を 利用されない方につい てご記入ください)	1 (名称) (所在地)	月～月
	2 (名称) (所在地)	月～月
	3 (名称) (所在地)	月～月
	4 (名称) (所在地)	月～月

※ 全員が生活習慣病予防健診を利用している場合は○をつけてください

### 事業者健診結果データの提供方法

データを提供いただくために、事業主様には「**事業者健診結果データの提供に関する同意書(※1)**」の提出をお願いしております。

この同意書をもとに、協会けんぽが健診実施機関から健診結果データ(40歳から74歳の方のデータ)を取得します。(※2)

(※1)同意書については、お手数ですが、協会けんぽ長崎支部ホームページからダウンロードいただくか、協会けんぽ長崎支部までご連絡をお願いします。

ホームページ

【長崎支部トップページ→長崎支部の健診・保健指導のご案内→事業者健診結果データの提供をお願いします】

(※2)健診実施機関から健診結果データが取得できない場合は、事業主様に健診結果の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

### 事業者健診結果データの提供は法律で義務付けられています。

事業者健診結果データを協会けんぽ(保険者)へ提供することは「**高齢者の医療の確保に関する法律**」第27条で義務付けられています。

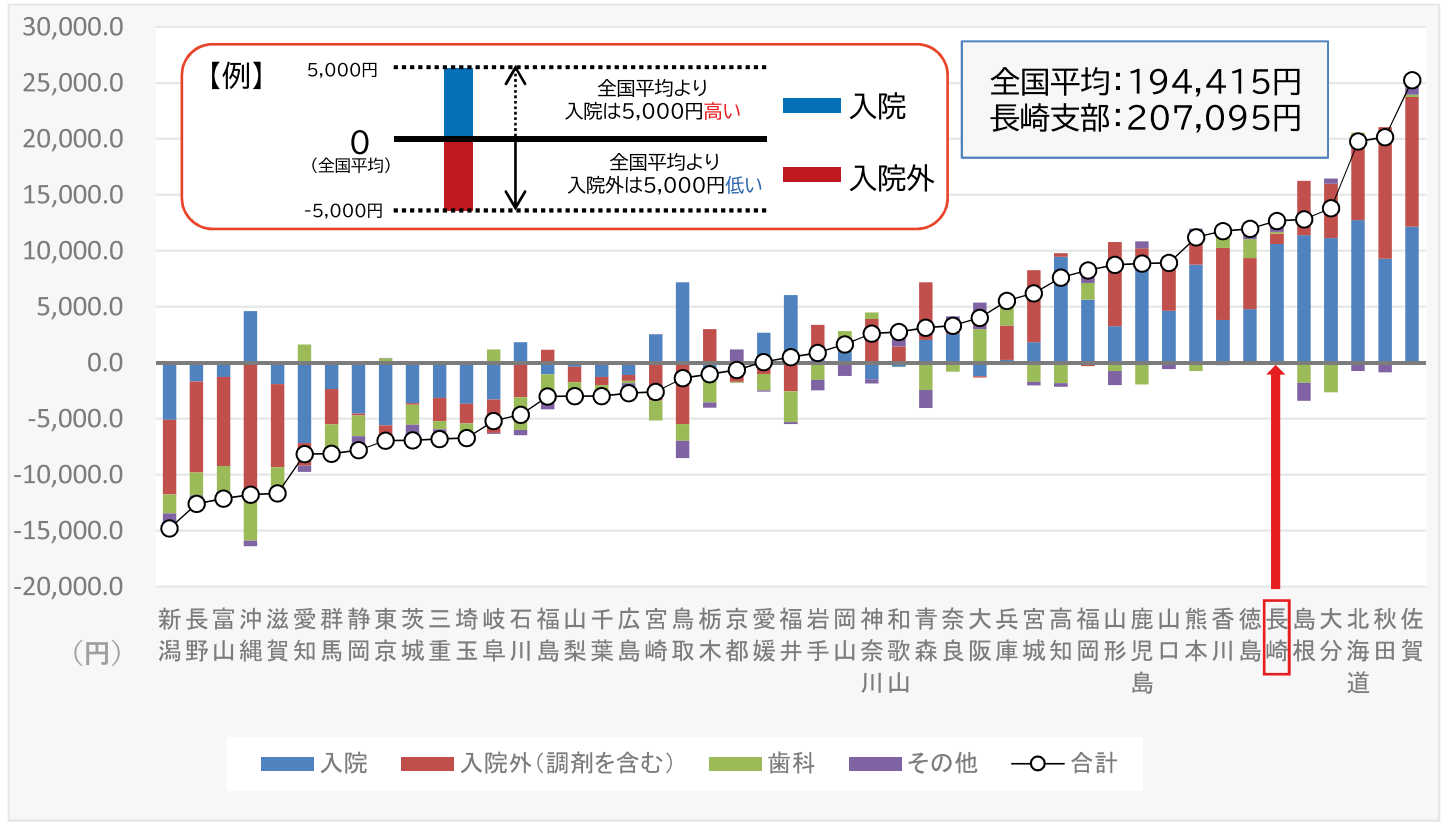
そのため、**事業主様が責任を問われることはありません。**

また、提供する際に、健診を受けた方(従業員様)個人の同意の必要もありません。

# 長崎県の医療費状況

## 令和3年度 都道府県支部別1人当たり医療費の全国平均との差

下記のグラフは、令和3年度の加入者1人当たりにかかった医療費が、診療種別ごとに全国平均と比較して「いくら高いのか」または「いくら低いのか」を示しています。



注1.医療費は社会保険診療報酬支払基金審査分(入院、通院、歯科、調剤、入院時食事療養費・生活療養費、訪問看護療養費)、療養費(柔道整復療養費等)、移送費に係るものであり、図中の「その他」は入院、入院外、歯科、調剤以外の医療費

注2.加入者1人当たり医療費は、年齢調整前の額 注3.協会けんぽ月報(令和3年4月～令和4年3月)による集計

●長崎支部は全国で6番目に1人当たり医療費が高い状況です。限りある財源を活用し、医療を受けられる安心を未来につなぐためにも、病気の予防や健康づくり、医療機関への適正な受診といった一人ひとりの心がけ・行動が今後一層大切になっていきます。

## 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。



労働保険とは労災保険と雇用保険の総称で、政府(厚生労働省)が運営する強制保険です。労働者を一人でも雇用している事業主は、労働保険の成立手続が必要です。労働保険の適用事業で未だ成立手続がお済みでない事業主の方は、事業主の安心と労働者の福祉の向上等のため、速やかに成立手続をお願いします。

詳しくは、長崎労働局労働保険徴収室(電話095-801-0025)又は、最寄りの労働基準監督署・ハローワークへお尋ねください。